



2020年5月12日

各 位

会社名 S P K 株式会社
代表者名 代表取締役社長 沖 恭一郎
(コード番号 7466 東証第1部)
問合せ先 専務取締役管理本部長 藤井 修二
(TEL. 06-6454-2002)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月23日開催予定の第149回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することおよび監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

当社は、取締役会において議決権のある監査等委員である取締役を置くことにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスのより一層の充実と経営のさらなる効率化を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

(2) 移行の時期

2020年6月23日開催予定の第149回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款一部変更の件

(1) 定款変更の目的

①監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。

②取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨および業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定の新設を行うものです。

その他、上記の各変更に伴う条数の変更、字句の修正整理変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月23日(予定)

定款変更の効力発生日 2020年6月23日(予定)

以 上

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 10 条 (条文省略)</p> <p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 11 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>第 2 項～第 3 項 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時に満了する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 10 条 (現行どおり)</p> <p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 11 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 18 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>第 2 項～第 3 項 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>時までとする。</u></p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 20 条～第 21 条 (条文省略) (取締役の報酬等)</p> <p>第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第 23 条 (条文省略) (取締役会の招集)</p> <p>第 24 条第 1 項 (条文省略)</p> <p>2. <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までにこれを発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 20 条～第 21 条 (現行どおり) (取締役の報酬等)</p> <p>第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第 23 条 (現行どおり) (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条第 1 項 (現行どおり) (削 除)</p> <p><u>(取締役会の招集通知)</u></p> <p>第 25 条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 26 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 25 条 (条文省略) (取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める「取締役会規程」による。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 27 条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略)</p> <p>第 28 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(監査等委員会の決議)</u></p> <p>第 29 条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもってこれを決定する。</u></p> <p><u>(取締役への委任)</u></p> <p>第 30 条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 31 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。</u></p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第 33 条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。</u> <u>但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決定する。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める「監査役会規程」による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 36 条第 1 項 (条文省略)</p> <p>2. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時に満了する。</p> <p>第 3 項 (条文省略)</p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 38 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 5 章 会計監査人</p> <p>第 34 条第 1 項 (現行どおり)</p> <p>2. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第 3 項 (現行どおり)</p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第 35 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 36 条～第 39 条 (現行どおり)</p>

以 上